

国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ委員会規程

平成16年4月1日  
規則第 13 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本規則第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な情報システムに係る情報セキュリティ対策に関すること。
- (2) 国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本方針及び国立大学法人愛媛大学情報システム運用基本規則（以下「ポリシー」という。）並びに国立大学法人愛媛大学情報システム運用・管理規程、国立大学法人愛媛大学情報格付基準等の策定、評価及び見直しに関すること。
- (3) 情報セキュリティに係る障害発生時等における全学的な対応等に関すること。
- (4) ポリシー等に違反する行為に係る是正措置、勧告等に関すること。
- (5) 情報セキュリティに係る教育支援等に関すること。
- (6) 情報セキュリティに係る学外組織との連携協力等に関すること。
- (7) その他情報セキュリティ対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 最高情報セキュリティ責任者
- (2) 総括情報セキュリティ責任者
- (3) 部局等情報セキュリティ責任者
- (4) 第9条により設置された専門委員会の委員長
- (5) その他委員長が必要と認める者

2 前項第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員（次項に規定する代理者を含む。）の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 第3条第1項第3号の委員が、やむを得ない事由により出席できない場合は、代理者（当該部局等の部局等情報システム責任者等）を委員として出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(勧告)

第7条 委員会は、違反行為について、当該部局等に対し必要な措置をとるよう勧告するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究支援部情報システム課において処理する。

(専門委員会)

第9条 委員会に、本学における情報セキュリティに関する専門的事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、委員会が別に定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月8日から施行し、平成18年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。